



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中野 健 二 郎
(コード番号 8818 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 専務取締役管理統括 井 上 康 隆
(TEL 06-6202-7333)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 21 日開催予定の第 93 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役会の運営に柔軟性をもたせるため、現行定款第 23 条（取締役会の招集権者および議長）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 28 年 6 月 21 日（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 28 年 6 月 21 日（予定） |

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ</u>定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によってあらかじめ選定した取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項にて選定された者</u>に事故があるときは、<u>取締役会の決議によって</u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |